

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年6月28日

中止

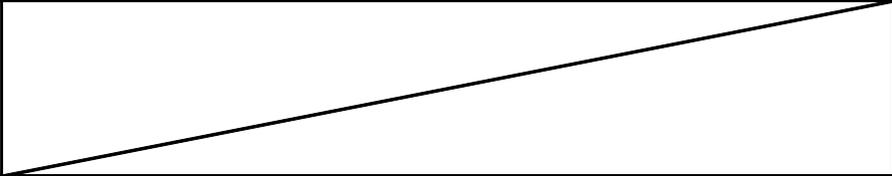
1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	人吉市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.hitoyoshi.lg.jp/q/aview/36/16019.html

執行機関名 人吉市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの	人吉市営単独住宅条例(令和2年人吉市条例第42号)による市営単独住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの。
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第17-2の項 人吉市営単独住宅条例(令和2年人吉市条例第42号)による市営単独住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの。
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和26年法律第193号)第1条	人吉市営単独住宅条例(令和2年人吉市条例第42号)第1条、第2条第1項第1号及び第2号

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、<u>国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>第1条 この条例は、人吉市営住宅条例(平成9年人吉市条例第38号。以下「条例」という。)に掲げる住宅以外の市営住宅及び共同施設の管理について必要な事項を定めるものとする。 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)単独住宅 条例に掲げる住宅以外の市営住宅、市が国の補助を受けずに単独事業で建設及び管理を行う賃貸住宅及び他の関係機関から譲渡を受けた住宅をいう。 (2)市営住宅 市が建設し、<u>低額所得者に賃貸するための住宅</u>及びその附帯施設で、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)の規定による国の補助に係るものをいう。以下省略。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>人吉市営単独住宅条例(令和2年条例第42号) 人吉市営単独住宅条例施行規則(令和2年規則第45号) 公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)</p>